

令和2年度 第10回 機械流通委員会議事録

開催日時 令和3年3月18日(木) 午後3時00分から

開催場所 東北遊技機商業協同組合会議室

第1号議案 2月10日開催 全商協第6回機械流通委員会結果報告に関する件

1. 保証書の押印省略に伴う見直しについて

(佐々木委員長) 1月25日の中古機流通協議会で、警察庁からの昨年の通達に合わせ、中古機流通協議会の保証書も押印を省略する予定と報告をした。それを受け、他の様式に關しても押印を省略ができないか、回胴遊商と打ち合わせを行った。

結果、押印を省略しても担保が取れる様式に関しては省略予定である。また、複数機種を納品する際、管理者が署名及び押印する負担が大きいので、署名又は記名(ゴム印も認める)及び押印の選択性にする方向で進めている。

2月24日に中古機流通協議会が開催されるので、そこで施行日を4月1日からと提案する予定である。

本件は、林会長から警察庁にも確認していただき、押印を省略しても健全な中古機流通が守られるようにしていただきたいと伝えられていると報告があった。

本件に関し、以下の意見が挙げられた。

- (1) 山本副委員長から、『点検確認受渡書』及び『保管・納品確認書』の取扱主任者印を省略するのは問題ではないか。」と質問があった。佐々木委員長から、「取扱主任者は各地区で研修し、登録している。また、QR読み取り機器も組合から貸与し、QR送信日時、位置情報等から十分に疎明できると回答があった。
- (2) 関西遊商から「各単組の意見を求めてはどうか。」と提案があった。佐々木委員長から、「本件は中古機流通協議会で協議中なので、大きな方針が決まってから相談という形になるかもしれない。」と回答があった。

《令和3年2月26付 東北遊商発第11号にて決議文書発出済み事項》

・ 改正内容

保証書の「遊技機取扱主任者印」並びに「販売商社印」を省略し、備考1をそれに準じた内容に文言を変更する。これに伴い「中古遊技機流通健全化要綱」並びに「遊技機の認定申請に関する業務の実施要領」についても、それに準じた内容に変更する。

・ 運用開始の時期

保証書の作成日が令和3年4月1日以降の書類から開始する。

押印省略の様式は、下記のとおり。

《中古及び認定の要綱・要領で定めた様式》

- ① 保証書(作成日が令和3年4月1日以降の書類から主任者及び商社印の省略開始)

- ② 主基板保証書
 - ③ 撤去遊技機明細書（正）（副）
 - ④ 中古遊技機確認書
 - ⑤ 中古ぱちんこ遊技機等点検確認受渡書（正）（副）
 - ⑥ 保管・納品確認書
 - ⑦ 認定申請 遊技機点検確認依頼書
 - ⑧ 認定申請 ぱちんこ遊技機等点検確認済書
 - ⑨ 認定遊技機移動報告書
- （参考）中古回胴式遊技機点検確認受渡書（正）（副）
- （参考）認定申請 回胴式遊技機点検確認済書

《中古機流通協議会で承認した様式》

- ① 新旧遊技機設置比率明細書（正）（副）

《販社団体で定めた様式》

- ① 遊技機の移動に伴う機歴連絡及び書類発給等依頼書
- ② 打刻申請書
- ③ 中古遊技機 売買契約書(売買確認書)
- ④ 中古遊技機 移動同意書
- ⑤ 再打刻申請書
- ⑥ キャンセル申請書
- ⑦ 始末書
- ⑧ 遊技機取扱主任者届出・誓約書
- ⑨ 遊技機取扱主任者変更届
- ⑩ 中古遊技機移動明細書
- ⑪ 認定申請機点検確認明細書

2. その他

(1) 認定申請関係書類の表紙の運用について

認定申請関係書類に関して、現在、原本だけでなく副本も表紙（黄色でホログラム入り）を使用しているが、経費削減や副本の趣旨を鑑みて、中古機移動と同様に、副本は表紙を除いた保証書や、検定通知書(甲)の写し等を綴じた書類を使用すること。また、運用開始は3月1日の認定申請分からとすることを警察庁にも報告していると説明があった。

《令和3年2月19付 東北遊商発第9号にて承認文書発出済み事項》

- ・ 運用変更の内容

「認定」申請関係書類の打刻書類の副本は、検定機の移動（中古機移動）と同様に、表紙を除いた保証書や検定通知書(甲)の写しを綴じ使用することといたします。

- ・ 運用開始の時期

保証書の作成日が本年3月1日の認定申請分から、全国一律で開始することといたします。

(2) QRシステムの改修について

認定申請に関係し、現在のQRシステムでは『検定』又は『認定』で区分を分けずにデータ送信を行っているが、これを区分し『認定』の際は、『認』印を自動で印字し、また送信データ一覧から検索できるよう改修を検討している。

費用に関しては、QR読み取り機器（シーズウェブ製作）とWebシステム（ナツメアタリ製作）で、約85万円であると報告があった。

本件に関し、改修に反対の意見は無かったので、機械流通委員会の要望として全商協理事会上程することが確認された。

※（補足）令和3年3月2日開催全商協定例理事会にて改修することが承認済み。

(3) 認定申請の再開について

中国遊商から、「P機が発売され、約3年経ち認定が再開されるにあたり、認定の写真撮影に関し、前倒し認定時に3枚から1枚（メイン基板全体）に変更し、販社で保管することになったが、その運用に変更はないのか。」と質問があった。佐々木委員長から、「運用には変更はない。」と回答された。

また、中国遊商から、「P機の認定が始まるにあたって注意事項の案内文書が必要ではないか。」と意見が挙がった。佐々木委員長から、「地域によって所轄署への認定申請の期間が異なるので、県警及び所轄署に確認するのが良いのではないかと、もし必要ならば文書を発出する。」と回答された。

また、佐々木委員長から、「21世紀会決議に違反する遊技機を撤去していないホールに対し中古機移動を留保しているが、認定申請に関しては、新基準機に対する認定なので、認める方向で関係団体会議において検討中であり、結論が出次第、お知らせする。」と報告があった。

第2号議案 3月10日開催 全商協第7回機械流通委員会結果報告に関する件

1. 各種様式の押印省略について

全商協で定められた様式の押印省略について検討され、了承事項を下表の通りとし、4月13日に開催される全商協定例理事会へ、委員会からの意見として上申する。

| No. | 様式名 | 押印の有無 |
|----------|--------------------------------------------------|-------|
| <u>1</u> | 遊技機の移動に伴う機歴連絡及び書類発給等依頼書 | 【不要】 |
| <u>2</u> | 打刻申請書 ※特例営業者(優良ホール)が作成する場合は、申請依頼人記入欄に押印をいただく。 | 【不要】 |
| 3 | 中古遊技機 売買契約書(売買確認書) | 押印する |
| 4 | 中古遊技機 移動同意書 | 押印する |
| <u>5</u> | 再打刻申請書 | 【不要】 |
| <u>6</u> | キャンセル申請書 | 【不要】 |

| | | |
|----|----------------|------|
| 7 | 始末書 | 押印する |
| 8 | 遊技機取扱主任者届出・誓約書 | 押印する |
| 9 | 遊技機取扱主任者変更届 | 押印する |
| 10 | 中古遊技機移動明細書 | 押印する |
| 11 | 認定申請機点検確認明細書 | 押印する |

なお、「中古遊技機流通健全化要綱」、「中古遊技取扱業務実施要領」、「遊技機の認定申請に関わる業務の実施要領」の別記様式、中古及び認定の「保証書」に関しては、各地区に文書で案内済みであることに伴い、QRシステムの改修を行います。

また、「保証書以外」の様式に関しては、ホール団体とも協議する必要があるため、現在、回胴遊商と連携し、新旧遊技機設置比率明細書も併せて、ホール団体と調整している最中です。

2. その他

(1) 新基準機（P機）の「認定申請」について

前回の委員会でも説明したが、これまでの旧基準機（CR機）と同様の取扱いになります。（3月11日付東北遊商発第17号により発出済み。）

- ① 写真撮影及び保管は、全商協では最低限のルールしか決めていないので、文書内では触れません。また、点検確認に関する料金も、販社とホール間で相談して決めることなので文書には入れません。参考まで、前倒し認定時における価格帯は、昼間は1,000円、夜間は5,000円とされていた。

※ 写真撮影は主基板全体を1枚とし、自社の責任の下で管理・保管すること。

- ② 21世紀会の決議事項に違反しているホールの「設置中新基準機（P機）の認定申請」は可能である。ホール4団体も了承済みである。

なお、再設置は認めないことを検討している。（文書発出を検討している。）

(2) P機の認定申請時における「新旧遊技機設置比率明細書」の提出について

P機認定の場合は設置中なので新旧遊技機設置比率明細書の提出は不要である。

（文書発出を検討している。）

(3) 認定ソフトウェアの追加に係わるQRシステム改修について

3月2日の全商協理事会で承認され、ナツメアタリ側の修正が3月24日に完成する予定なので、全商協でテストを行い、問題がなければ3月終わり頃にリリースを検討している。（（補足）3月30日に改修作業が行われる案内済み。）

- ① 「QR読み取り機器の改修」が必要になります。シーズウェブ社はナツメアタリに併せてリリースができそうですが、TSC社の機器を利用している東日本、四国は機器のプログラム更新作業に時間が掛かるようである。

- ② 「保証書の押印省略」も併せて、リリースを考えています。

地区での確認及びトラブル時の対応を考慮し、3月29日若しくは30日の15時頃のリリースを検討している。

- ③ 「改正前の保証書」は、これまでの様式改正と同様に、システムの「旧印刷メニュー」より印刷が可能なので、保証書の作成日が4月1日より前の場合は、そちらから印刷をお願いします。
- (4) 21世紀会の決議事項に違反する遊技機を設置しているホールについて
ホール4団体で協議を行い、「新旧遊技機設置比率明細書」をより詳細に分類した形式の書式になる方向で進んでいる。
また、計画的な遊技機の撤去期限を進めるため、より具体的な数値を設定し撤去を進めていく計画を検討中である。
- (5) 「認定・保証書」の有効期限について
中古機流通協議会で全日遊連からの提案事項として、保証書の有効期限に関し、現行の30日から中古と同様の50日に伸ばすことは可能かどうか検討してほしいと要望が出された。この件について、認定機はホールに設置中で日々営業をしており、仮に点検確認を行った日から30日以上となると、設置期間が長く、その間に故障等が起こる場合もある。そのため30日という期限になった経緯があると回答をした。
- (6) 保管・納品確認書の押印について
保証書以外の様式に関しては、ホール団体と調整している最中であるが、委員会として不要であることが了承された。また、訂正があった際の訂正印の要否についても併せて討議し、訂正箇所に二重線を引いていただき、訂正印はQR送信者と再記名したものが一致しているので不要とすることを了承された。
については、全商協として中古機流通協議会への提案をさせていただく。
- (7) 認定申請業務における写真撮影について
現行の遊技機は枠飾りが大きく、ドアが開放しきれず、主基板全体を撮影することが困難であるが、撮影した画像は自社(販社)で管理・保管することと定めているので、斜めからでも撮影していただきたい。

« (追記) 令和3年3月18日開催 東北遊商第10回機械流通委員会にての承認事項 »

- ・ 撮影機器について
組合で貸与しているデジカメで撮影していただきたい。なお、個人所有のスマートフォンでも撮影も「可」とするが、しっかり保管すること。
- ・ データ保管期間について
認定有効期間及び有効期間後も保管すること。

- (8) 旧規則認定機の疎明資料について
認定期限が切れた場合の保管は不要とすることが了承された。
- (9) 中国遊商からの要望について
令和2年10月に中国遊商から、諸問題についての要望書が提出され、各単組で討議を願われたが、協議されていないとの指摘があり、後日、委員会において討議することが確認された。

《 中部遊商からの要望事項 》

- ・ 認定申請時の写真撮影について
- ・ 認定申請における黄表紙の枚数について
- ・ 中古移動申請での後日提出書類（受渡書・保管・納品確認書）について

第3号議案 認定作業システム改修に伴う顔認証アプリの改修に関する件

認定申請に関係し、現在の QR システムでは「検定」又は「認定」で区分を分けず、データ送信を行っている。これを区分し、「認定」の際は『認』印を自動で印字し、また送信データ一覧から検索できるよう、3月2日に開催された全商協理事会にて了承され、現在3月24日の完成、3月末頃のリリースに向けシステム会社ナツメアタリが作業を行っている。

（（補足）3月30日に改修作業が行われる案内済み。）

システムが改修されることに伴い、各地区で顔認証アプリの改修が必要となる。

正式な内容ではないが、中部遊商より参考案として、システム会社のシーズウェブ(株)から中部遊商へ提出された見積書（363,000円税込）及び修正後のイメージ表をいただいている。

同システムを利用している組合が、当組合を含め6単組であるので、改修費用を6単組で割ると、1単組あたり60,500円(税込)となる。後日、正式に提示される見込みである。下記が、2月1日に中部遊商より参考案としていただいた資料である。

2. 作業データ(および製造番号の受信)

機能：各種現地作業時に、スマートフォンアプリから1型式分の作業内容を受信します。

リクエスト： POST gen010.php
リクエストヘッダ： Content-Type: application/x-www-form-urlencoded;

パラメータ：

| No. | パラメータ | 必須 | 値 |
|-----|---------|-----|-------------------------------------|
| 1 | TOKENID | YES | トークンID文字列 (位置情報および顔写真送信時に返却された物) |
| 2 | SHUNO | YES | 取扱主任者番号 |
| 3 | SKUBUN | YES | 作業区分 ("0":点検 "1":納品 "2":認定) |
| 4 | DAISU | YES | 作業台数 |
| 5 | BSEINOJ | YES | 遊球盤製造番号(作業台数分離り返し) ※1 |
| 6 | WSEINOJ | YES | 遊球機種製造番号(作業台数分離り返し) ※1 |
| 7 | KSEINOJ | YES | 主基盤製造番号(作業台数分離り返し) ※1 |

※1 遊球盤製造番号のみを読取、読取などの処理をされる場合は、読取しない箇所を空文字として送信してください。

現在、仕様書の作業区分は、最新実績のステータス部に反映されます。
【認定】のデータが送信された際は、【認定】と表示されます。

最新実績一覧

| No. | 型式 | 日時 | 取扱主任者番号 | 作業台数 | 作業区分 | 作業台数 | 作業台数 | 作業台数 |
|--------|----|---------------------|----------|------|------|------|------|------|
| 100001 | 式機 | 2020-08-08 10:00:00 | 00000001 | 1 | 認定 | 1 | 1 | 1 |
| 100002 | 式機 | 2020-08-08 10:00:00 | 00000002 | 1 | 認定 | 1 | 1 | 1 |
| 100003 | 式機 | 2020-08-08 10:00:00 | 00000003 | 1 | 認定 | 1 | 1 | 1 |

2. 1 機種(型式)50 台など多数の場合の制限について

«シーズウェブ(株)»

1 時間以内であれば上限はない。なお、同一メーカーのみという制限はあります。

第 5 号議案 保管・納品確認書に関する件

保管・納品確認書について、改めて提出タイミング及び記入方法が確認された。

現在、保管・納品確認書に事前点検実施後に、封印を施した証とするセキュリティシール番号を記入いただいているが、事前点検後の保全措置状態との整合性を図るべく、移動申請時に提出する「打刻申請書」備考欄に、保管・納品確認書と同様のセキュリティ番号を記入することが了承された。

施行日については、令和 3 年 4 月 1 日までに記入を開始すること。

«参考：中古遊技機取扱業務実施要領»

(保管・納品確認書の作成)

第 7 条 取扱主任者又は取扱管理者は、前条に規定する型式の保全措置をとった後に保管・納品確認書(別記様式第 5 号)に所定の事項を記入する。

2 管理者は、保管・納品確認書に中古機を受領した際の納品業者及び受領日時を記入し、当該中古機の型式の保全状態を確認の結果、異常がない場合には署名する。

3 型式の保全措置を解除するのは、取扱主任者又は取扱管理者もしくは管理者(当該保全措置をとった取扱主任者又は取扱管理者の了解を得た者に限る。)とし、当該保全措置を解除した者は、保管・納品確認書に日時を記入し、署名する。

4 取扱主任者又は取扱管理者は、完成した保管・納品確認書を、所属する登録販売業者又は特例営業業者及び仲介組合員を經由して(書類提出の經由要件は以下同じ。)、地区遊商又は回胴遊商に提出する。

第 6 号議案 申請書類の添付漏れに伴う取り下げに関する件

添付すべき資料が含まれていないまま提出されていることが散見されることに伴い、令和 2 年 12 月 14 日受付分より「資料の添付漏れがあった場合」は、該当する案件を「取り下げ」の対象とすることに変更された。

それに伴い、申請書類の添付漏れによる取り下げとなった案件について、令和 2 年 12 月 14 日から令和 3 年 5 月 31 日の期間で一旦区切り、翌 6 月に当該中古取扱販社の各代表者宛に、是正願い文書を発送することが了承された。

変更となった日から、令和 3 年 2 月 18 日までの状況は下表の通り。

«申請書類の取り下げ扱いの期間合計»

| No. | 期 間 | 該当社数 | 合計件数 |
|-----|----------------------------------|------|------|
| 1 | 令和 2 年 12 月 14 日～令和 3 年 2 月 18 日 | 16 | 68 |

≪ (参考) 申請書類の不備扱いの期間合計 (上記、取り下げ扱い件数含む) ≫

| No. | 期 間 | 該当社数 | 合計件数 | 月平均 |
|-----|---------------------------------|------|-------|-------|
| 1 | 令和元年 10 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日 | 33 | 1,420 | (236) |
| 2 | 令和 2 年 4 月 1 日 ～令和 2 年 9 月 30 日 | 32 | 1,124 | (187) |
| 3 | 令和 2 年 10 月 1 日～令和 3 年 2 月 18 日 | 32 | 425 | (95) |

第 7 号議案 令和 2 年度「支出結果」及び令和 3 年度「活動事業計画及び予算計画」に関する件

機械流通委員会 支出結果及び予算案

1 令和 2 年度「支出結果」(見込み)

2021/3/17 現在

| No. | 実施年月 | 名 称 | 所 要 額 | 予算計画額 |
|-------------------------|--------------------------|--------------------------------|------------------|-------------|
| 1 | 毎月 | 新規取扱主任者講習会 | 0 | 0 |
| 2 | 令和 2 年 7 月 | 中古遊技機取扱に関する誓約書等の提出(7月8日～7月31日) | 0 | 0 |
| 3 | 令和 2 年 7 月 | 廃棄遊技機の処理台数調査(7月13日～8月7日) | 0 | 0 |
| 4 | 令和 2 年 11 月 16 日～20 日 | 令和 2 年度「取扱主任者更新時講習会」(69名・25社) | 2,656,467 | 2,350,000 |
| | | 研修講師及び試験官派遣(有)ジャパン・セキュリティ・サービス | (1,905,200) | (2,000,000) |
| | | 試験会場費 青森会場 アップルパレス青森 | (126,885) | (350,000) |
| | | 〃 岩手会場 サンセール盛岡 | (99,942) | |
| | | 〃 福島会場 郡山ビューホテル | (201,180) | |
| 〃 仙台会場 メルパルク仙台(19日・20日) | (323,260) | | | |
| 5 | - | 予備費(講習会及び説明会会場費用) | - | 150,000 |
| 合 計 | | | <u>2,656,467</u> | 2,500,000 |

2 令和 3 年度「活動事業計画及び予算計画」

| No. | 実施年月 | 名 称 | 予算計画額 |
|----------------|------------------------|--------------------------------|------------------|
| 1 | 毎月 | 新規取扱主任者講習会 | 0 |
| 2 | 令和 3 年 7 月 | 中古遊技機取扱に関する誓約書等の提出(7月上旬～7月31日) | 0 |
| 3 | 令和 3 年 7 月 | 廃棄遊技機の処理台数調査(7月中旬～8月上旬) | 0 |
| 4 | 令和 3 年 9 月 6 日～10 日 | 令和 3 年度「取扱主任者更新時講習会」(約 60 名) | 2,350,000 |
| | | 研修講師及び試験官派遣(有)ジャパン・セキュリティ・サービス | (2,000,000) |
| | | 試験会場費 青森会場 | (350,000) |
| | | 〃 岩手会場 | |
| | | 〃 福島会場 | |
| 〃 仙台会場(9日・10日) | | | |
| 5 | - | 予備費(講習会及び説明会会場費等) | 150,000 |
| 合 計 | | | <u>2,500,000</u> |

第 8 号議案 中古遊技機の流通取扱い権限に関する件

実技講習会取扱規程が、平成 28 年 7 月 29 日より施行され、同規程第 5 条第 3 項内に、中古遊技機の流通取扱いを認められた組合員でも、中古遊技機の流通取扱い 1 年以上中止した場合(組合員等に「携帯端末」所持者がいなく、かつ、打刻書類の申請がないこと。)には、新たに中古

遊技機の流通取扱いを希望する組合員とみなし、販社講習を受講しなければならない。と記されている。上記の規程に該当する販社及び期日が迫っている販社がある。

《 期日が迫っている販社 》

| 販社名 | 猶予期限 | 携帯端末返還日 |
|----------------|----------|----------|
| (株)スリーエムシステム福島 | 令和3年5月6日 | 令和2年5月7日 |

《 今後の対処方法 》

猶予期限前に販社講習案内通知により、猶予期限が過ぎた場合権限の消滅及び、期限前の対応策通知を本委員会終了後発出する。

《 期日が過ぎた際の対処について 》

理事会においての決議を経て、当該販社へ中古遊技機の流通取扱い権限が消滅することが承認された通知並びに貸与品返却通知を併せて行なう。

～参考～

(講習会受講義務)
 実技講習会取扱規程 第5条第3項
 新規に中古遊技機の流通取扱いを希望する組合員(法人の場合は代表者)は、販社講習を受講しなければならない。また、販社講習を受講後、理事会の承認を得て初めて中古遊技機の流通業務を開始できるものとする。
 ただし、中古遊技機の流通取扱いを認められた組合員でも、中古遊技機の流通取扱い1年以上中止した場合(組合員等に「携帯端末」所持者がいなく、かつ、打刻書類の申請がないこと。)には、新たに中古遊技機の流通取扱いを希望する組合員とみなし、販社講習を受講しなければならない。

第9議案 新規取扱主任者講習会に関する件

- 12月度講習会へ1名の希望があり、12月15日に柳委員講師の基に開催し合格とされた。
- 1月・2月・3月度講習会への希望は「なし」。
- 4月度講習会へ1社1名の希望(3月17日現在)があり、4月15日(木)にローテーション「最上委員」講師の基執り行う。

令和2年度「新規」取扱主任者講習会

2020/12/15 現在

| No. | 開催日 | 開催場所 | 講師 | 販社数 | 受講者数 | 合格者数 | 不合格者数 |
|-----|--------|---------|----------|-----|------|------|-------|
| 1 | 4月7日 | 東北遊商会議室 | 柳・最上 | 2 | 2 | 2 | - |
| 2 | 9月16日 | 東北遊商会議室 | 大久保・柳・最上 | 3 | 4 | 4 | - |
| 3 | 10月15日 | 東北遊商会議室 | 最上 | 1 | 1 | 1 | |
| 4 | 11月25日 | 東北遊商会議室 | 大久保 | 1 | 1 | 1 | |
| 5 | 12月15日 | 東北遊商会議室 | 柳 | 1 | 1 | 1 | |
| | | | | | 9 | | |

第10議案 設置外の「中古」遊技機及び「認定機」への部品発注に関する件

1. 設置外の「中古」遊技機への部品発注

- (1) 11月度は「4件・4台」。
- (2) 12月度は「3件・3台」。
- (3) 1月度は「1件・1台」。
- (4) 2月度は「12件・12台」。
- (5) 3月度は、3月17日現在「2件・2台」である。
- (6) 全国の状況は、下表のとおり。

■2020年度 設置外の【中古】ぱちんこ遊技機への部品供給の件数、台数 (2018/04/01より運用開始)

| 地区名 | 4月 | | 5月 | | 6月 | | 7月 | | 8月 | | 9月 | | 10月 | | 11月 | | 12月 | | (2021)1月 | | 2月 | | 3月 | | 合計 | |
|-----|----|----|----|----|----|----|----|-----|----|----|----|-----|-----|----|-----|-----|-----|-----|----------|----|----|----|----|----|-----|------|
| | 件数 | 台数 | 件数 | 台数 | 件数 | 台数 | 件数 | 台数 | 件数 | 台数 | 件数 | 台数 | 件数 | 台数 | 件数 | 台数 | 件数 | 台数 | 件数 | 台数 | 件数 | 台数 | 件数 | 台数 | 件数 | 台数 |
| 北海道 | 13 | 13 | 8 | 10 | 12 | 26 | 7 | 7 | 10 | 10 | 6 | 6 | 2 | 2 | 7 | 7 | 1 | 1 | 6 | 6 | 8 | 8 | | | 80 | 96 |
| 東北 | 4 | 4 | 5 | 5 | 7 | 7 | 7 | 7 | 10 | 10 | 5 | 6 | 6 | 6 | 4 | 4 | 3 | 3 | 1 | 1 | 12 | 12 | | | 64 | 65 |
| 東日本 | 5 | 7 | 0 | 0 | 3 | 3 | 21 | 37 | 7 | 14 | 15 | 83 | 12 | 12 | 17 | 18 | 18 | 18 | 9 | 9 | 11 | 11 | | | 118 | 212 |
| 中部 | 7 | 8 | 3 | 3 | 4 | 4 | 2 | 2 | 4 | 4 | 5 | 5 | 6 | 6 | 9 | 9 | 5 | 5 | 5 | 7 | 5 | 5 | | | 55 | 58 |
| 関西 | 32 | 47 | 24 | 26 | 11 | 11 | 37 | 37 | 27 | 27 | 38 | 39 | 21 | 22 | 49 | 49 | 105 | 109 | 25 | 28 | 42 | 47 | | | 411 | 442 |
| 中国 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 2 | 2 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | 7 | 7 |
| 四国 | 1 | 1 | 1 | 1 | 2 | 2 | 2 | 2 | 1 | 1 | 0 | 0 | 1 | 2 | 1 | 1 | 2 | 2 | 1 | 1 | 1 | 2 | | | 13 | 15 |
| 九州 | 8 | 11 | 1 | 1 | 6 | 9 | 9 | 11 | 8 | 19 | 8 | 22 | 8 | 15 | 9 | 13 | 4 | 4 | 4 | 5 | 1 | 1 | | | 66 | 111 |
| 小計 | 70 | 91 | 43 | 47 | 46 | 63 | 86 | 104 | 69 | 87 | 78 | 162 | 56 | 65 | 96 | 101 | 139 | 143 | 51 | 57 | 80 | 86 | 0 | 0 | 814 | 1006 |

2. 設置外の「認定機」への部品発注 (2020/04/01より運用開始)

- (1) 11月度は「0件」。
- (2) 12月度は「1件・1台」。
- (3) 1月度は「1件・1台」。
- (4) 2月度は「0件」。
- (5) 3月度は、3月17日現在「5件・5台」である。
- (6) 全国の状況は、下表のとおり。

●2020年度 設置外の【認定】ぱちんこ遊技機への部品供給の件数、台数 (2020/04/01より運用開始)

| 地区名 | 4月 | | 5月 | | 6月 | | 7月 | | 8月 | | 9月 | | 10月 | | 11月 | | 12月 | | (2021)1月 | | 2月 | | 3月 | | 合計 | |
|-----|----|----|----|----|-----|-----|-----|-----|----|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|----------|----|----|----|----|----|-----|-----|
| | 件数 | 台数 | 件数 | 台数 | 件数 | 台数 | 件数 | 台数 | 件数 | 台数 | 件数 | 台数 | 件数 | 台数 | 件数 | 台数 | 件数 | 台数 | 件数 | 台数 | 件数 | 台数 | 件数 | 台数 | 件数 | 台数 |
| 北海道 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 2 | 10 | 27 | 1 | 1 | 12 | 12 | 10 | 10 | 28 | 28 | 6 | 6 | 1 | 1 | 35 | 35 | | | 105 | 122 |
| 東北 | 1 | 1 | 0 | 0 | 6 | 6 | 3 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | | | 12 | 12 |
| 東日本 | 10 | 10 | 8 | 8 | 92 | 92 | 9 | 9 | 8 | 8 | 31 | 31 | 3 | 3 | 39 | 39 | 8 | 8 | 11 | 11 | 4 | 4 | | | 223 | 223 |
| 中部 | 3 | 3 | 0 | 0 | 1 | 1 | 5 | 5 | 0 | 0 | 12 | 12 | 21 | 21 | 6 | 6 | 4 | 4 | 2 | 2 | 2 | 2 | | | 56 | 56 |
| 関西 | 2 | 2 | 42 | 42 | 62 | 62 | 96 | 96 | 2 | 2 | 91 | 91 | 84 | 84 | 11 | 11 | 48 | 48 | 7 | 7 | 4 | 4 | | | 449 | 449 |
| 中国 | 1 | 1 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 3 | 26 | 26 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | 31 | 31 |
| 四国 | 1 | 1 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 9 | 9 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | | | 12 | 12 |
| 九州 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 2 | 1 | 1 | 0 | 0 | 7 | 7 | 1 | 1 | 0 | 0 | 1 | 1 | | | 12 | 12 |
| 小計 | 18 | 18 | 50 | 50 | 165 | 165 | 123 | 140 | 13 | 13 | 147 | 147 | 118 | 118 | 103 | 103 | 94 | 94 | 23 | 23 | 46 | 46 | 0 | 0 | 900 | 917 |

以上